

# 土地の境界問題でお困りの方!!

## 土地境界紛争解決手続(ADR)機関 おきなわ境界問題 相談センター開設

おきなわ境界問題相談センターは、土地家屋調査士と弁護士が協働して、紛争当事者の双方に話し合いの場を提供し、専門家の立場から、中立、公正なアドバイスを行い紛争当事者が、心から納得し、将来にしこりを残さないような形で境界の円満な解決を図れるようお手伝いするものです。専門的知見を活かして確かな現地調査や測量・鑑定などを行い、当事者間の話し合いの重要な参考資料とし、また必要に応じて紛争解決の結果を登記・地図等に反映させて、市民の権利の明確化とトラブル防止に役立たせてます。

**受付** 毎週水曜日 / 午前10時～午後4時まで

**場所** 沖縄県土地家屋調査士会内(下図参照) 那覇市泉崎2-1-4 大建ハーバービューマンション401



こんな時、ご相談下さい!!

- 土地境界トラブルを話し合いで解決したいとき。
- 訴訟(裁判)によらずに紛争の解決を図りたいとき。



\*お気軽にご相談下さい\*

沖縄県土地家屋調査士会・沖縄弁護士会

☎098-836-6767

※駐車場の設備がありませんのでご了承下さい。

## おきなわ境界問題相談センター

は、皆様のお話をよく聞いて、  
専門家の土地家屋調査士と弁護士が、  
難しい境界トラブルに、  
立ち向かいます。

まず、**相談委員会**で解決の方向を確認  
してください。



次に、**調停委員会**で、お互いに率直に  
お話しください。



そして、**和解**して目的の境界を埋設し  
ます。  
きっとお役に立ちます。

## 土地の境界問題で お困りの方

土地家屋調査士と弁護士が  
円満解決を支援します。



平成19年4月25日受付開始

おきなわ境界問題相談センター  
沖縄県土地家屋調査士会  
沖縄弁護士会

# 境界紛争解決手続のながれ

